

開会 午後 1時30分

◎ 臨時会開会（開議）の宣告

- 議長（宮下光晴君） 定刻となりました。ただいまの出席議員、7名です。定足数に達していますので、平成22年第4回麻績村議会臨時会を開会いたします。

また、1番塚原紀男議員より、本日の会議について欠席届が出されていることを報告いたします。

これより本日の会議を開きます。

◎ 議事日程の説明

- 議長（宮下光晴君） 本日の議事日程は、お手元に配布のとおりでございます。事務局長より、配布資料の確認及び本日の議事日程等について説明願います。

事務局長。

[事務局長説明]

◎ 会議録署名議員の指名

- 議長（宮下光晴君） 日程第1 会議録署名議員の指名 を行います。本臨時会の会議録署名議員は、麻績村議会会議規則第112条の規定により、

3番 若林 今朝路 議員、

4番 坂口 和子 議員を指名いたします。

◎ 会期の決定

- 議長（宮下光晴君） 日程第2 会期の決定について を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期を本日1日限りと決定することにご異議ございませんか。

[[「異議なし」と呼ぶ者あり]

- 議長（宮下光晴君） 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は本日11月29日、1日限りと決定いたしました。

◎ 村長あいさつ

- 議長（宮下光晴君） 日程第3 村長あいさつ。
高野村長。

[村長 高野忠房君 登壇]

- 村長（高野忠房君） 開会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。
本日ここに、平成22年第4回麻績村臨時議会を開催致しましたところ、議員各位には、何かとご多用のところ、ご参集頂き厚く御礼申し上げます。
平成22年度事業につきましては、議員各位をはじめ、村民皆様のご理解・ご協力を賜り、順調に進展しております。事業内容を見直しての光ファイバー敷設、テレビ地上デジタル対応、観光事業の見直し、シェーンガルテンおみの庭園整備、ふるさと納税制度を活用しての麻績村応援団、都市との交流事業、子育て支援策施策の充実、保健・健康事業など具現化しておりますこと、関係皆様のご尽力によるものと深く感謝を申し上げる次第です。
さて、本臨時議会では、事業進展に伴う一般会計補正予算専決処分の承認、人事院勧告に基づく議会議員、特別職、職員の報酬・給与等の条例改正、非常勤特別職の費用弁償の条例改正、工事変更請負契約、これらの議案を上程させていただきます。何れも重要な案件であります。宜しくご審議を賜りますようお願い申し上げます。
以上、開会に先立ちましてのご挨拶とさせていただきます。

◎ 承認第1号及び議案第1号から議案第5号までの一括上程

- 議長（宮下光晴君） 日程第4 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて(平成22年度麻績村一般会計補正予算(第3号)) 議案第1号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について 議案第2号 特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正する条例について 議案第3号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について 議案第4号 特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について 議案第5号 平成21年度麻績村地域情報通信基盤整備事業工事請負変更契約について。以上、6議案を一括上程といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。
高野村長

[村長 高野忠房君 登壇]

- 村長（高野忠房君） 本臨時会に提出いたしました承認案件1件、議案5件について提案理由を申し上げます。

まず始めに、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（平成22年度 麻績村一般会計補正予算 第3号について）の提案理由を申し上げます。民生費において、福祉センターのボイラー改修工事を9月に実施した際、源泉揚水ポンプが破損していることが分かりました。10月1日のオープンに間に合わせるため、急きょ取替え工事を実施いたしました。その工事費を補正計上致しました。また、商工費においては、支払いに必要な小規模事業資金信用保証料の不足分を補正計上致しました。これらに必要な財源、213万3千円は地方交付税をもって充てました。

以上、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第3項によりこれを報告し承認を求めるものであります。

次に、議案第1号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について 議案第2号 特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正する条例について 議案第3号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

以上3議案の提案理由を一括して申し上げます。

国の人事院では、平成22年8月10日付で国会及び内閣に対し、国家公務員給与の改定を勧告しました。本年も、厳しい経済・雇用情勢が民間の給与に反映されたことを受けて、一般職の職員の月例給については、俸給表の引下げ改定を行うことになりました。

また、特別給についても、年間で0.2ヶ月分引き下げることとしました。これらにより、職員の年間給与は平均で1.5%の引き下げという厳しい内容の勧告となっています。地方公共団体においても前述の事項に留意の上、適切な対応をとるよう、要請がありました。これを受けて、麻績村においても、給与改定を国に準じて行うこととしたものであります。勧告事項のうち、特別給では、一般職の職員の12月における期末手当及び勤勉手当について、現行2.2ヶ月の支給率を0.2ヶ月減じ2.0ヶ月とするものであります。

また、特別職の職員で常勤の者、議会議員各位におかれましても、ご理解をいただき実施するものであります。12月の期末手当について、特別職の職員で常勤の者についても、人事院の要請もあり、人事院勧告に準じて減額改定を行なうこととしました。現行1.6ヶ月分を0.15ヶ月減じ、1.45ヶ月とするものであります。

また、議会議員各位におかれましても、同様の減額の措置を取らせていた

だきたいと存じますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。現行1.6ヶ月分を0.15ヶ月減じ、1.45ヶ月とするものであります。

以上、3議案とも、人事院勧告による所要の改定を行い、改正条例の施行につきましても、議会議員、特別職の職員で常勤の者、一般職の職員、共に12月1日適用とするものであります。

次に、議案第4号 特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について の提案理由を申し上げます。本案件は、聖博物館並びに航空資料館の展示品等の調査・検討をするための委員会設置、子育て支援連携協議会の設置、地域公共交通会議の設置、村内の交通システム検討委員会の設置、による各委員への支給日額、及び選挙に関する者の日額報酬基準を国に準ずる為、条例の一部改正をするものであります。

また、現在年額報酬での支払いとなっている委員報酬を月割、日割で支払い、年度の途中で任期満了となった場合等の支払い基準を明確に定めるものです。

次に、議案第5号 平成21年度麻績村地域情報通信基盤整備事業工事変更請負契約について の提案理由を申しあげます。麻績村地域情報通信基盤整備事業につきましても、5月13日に請負契約の議会議決をいただき、設計・施工を進めてまいりました。今回変更をお願いする工事内容につきましても、詳細設計にあたり関係機関と協議する過程で、ルート変更及び計画変更が生じ請負契約に減額変更が生じたため、地方自治法第96条第1項第5号の規定及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

以上、承認1件、議案5件のご審議、よろしくお願い致します。

- 議長（宮下光晴君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

◎ 暫時休憩宣言

- 議長（宮下光晴君） ここで暫時休憩し、承認第1号及び議案第1号から議案第5号までについて、全員協議会にて、議案提出者より詳細説明を聞きたいと思いますがご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（宮下光晴君） 異議なしと認めます。それでは暫時休憩といたします。委員会室へ移動してください。

・・・ 暫時休憩 ・・・

◎ 再開

- 議長（宮下光晴君） 会議を再開いたします。

◎ 承認第1号 質疑、討論、採決

- 議長（宮下光晴君） 日程第5 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（平成22年度麻績村一般会計補正予算（第3号））を議題といたします。
それでは質疑を行います。承認第1号について、質疑のある方の発言を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（宮下光晴君） それでは、承認第1号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（宮下光晴君） 異議なしと認めます。
原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

- 議長（宮下光晴君） 全員挙手。よって全員賛成と認め、承認第1号は原案どおり可決いたしました。

◎ 議案第1号 質疑・討論・採決

- 議長（宮下光晴君） 日程第6 議案第1号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について を議題といたします。
それでは質疑に入ります。議案第1号について、質疑のある方の発言を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（宮下光晴君） それでは、議案第1号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異義なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（宮下光晴君） 異義なしと認めます。
原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

- 議長（宮下光晴君） 全員挙手。よって全員賛成と認め、議案第1号は原案どおり可決いたしました。

◎ 議案第2号 質疑・討論・採決

- 議長（宮下光晴君） 日程第7 議案第2号 特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正する条例について を議題といたします。
それでは質疑に入ります。議案第2号について、質疑のある方の発言を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- それでは、議案第2号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異義なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（宮下光晴君） 異義なしと認めます。
原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

- 議長（宮下光晴君） 全員挙手。よって全員賛成と認め、議案第2号は原案どおり可決いたしました。

◎ 議案第3号の質疑・討論・採決

- 議長（宮下光晴君） 日程第8 議案第3号 一般職の職員の給与に関する

る条例の一部を改正する条例について を議題といたします。

それでは質疑に入ります。議案第3号について、質疑のある方の発言を求めます。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- 議長（宮下光晴君） それでは、議案第3号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

[「異義なし」と呼ぶ者あり]

- 議長（宮下光晴君） 異義なしと認めます。
原案に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

- 議長（宮下光晴君） 全員挙手。よって全員賛成と認め、議案第3号は原案どおり可決いたしました。

◎ 議案第4号の質疑・討論・採決

- 議長（宮下光晴君） 日程第9 議案第4号 特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について を議題とします。

それでは質疑に入ります。議案第4号について、質疑のある方の発言を求めます。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- 議長（宮下光晴君） それでは、議案第4号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

[「異義なし」と呼ぶ者あり]

- 議長（宮下光晴君） 異義なしと認めます。
原案に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

- 議長（宮下光晴君） 全員挙手。よって全員賛成と認め、議案第4号は原案どおり可決いたしました。

◎ 議案第5号の質疑・討論・採決

- 議長（宮下光晴君） 日程第10 議案第5号 平成21年度麻績村地域情報通信基盤整備事業工事請負変更契約について を議題とします。
それでは質疑に入ります。議案第5号について、質疑のある方の発言を求めます。

[[「なし」と呼ぶ者あり]

- 議長（宮下光晴君） それでは、議案第5号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

[[「異議なし」と呼ぶ者あり]

- 議長（宮下光晴君） 異議なしと認めます。
原案に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

- 議長（宮下光晴君） 全員挙手。よって全員賛成と認め、議案第5号は原案どおり可決いたしました。

◎ 村長あいさつ

- 議長（宮下光晴君） 本日予定されました議事日程は、すべて終了しました。
ここで、村長からあいさつがあります。
高野村長。

[村長 高野忠房君 登壇]

- 村長（高野忠房君） 閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。
本日の臨時会におきましては、それぞれ重要な案件をご提案申し上げます。

たが、細部にわたり、慎重にご審議を頂き、原案通りご承認賜りました。厚くお礼申し上げます。また、ご決定頂きました事項に関して、貴重なご意見や、今後に向けてのご提案等頂きましたが、大切に受け止めさせて頂き、事務の遂行に当たって参る所存であります。議員各位には、引き続きご支援・ご協力を賜りますようお願い申し上げます、ご挨拶とさせていただきます。本日は、誠にありがとうございました。

◎ 臨時会閉会宣言

- 議長（宮下光晴君） 以上で、本日予定されました議事日程はすべて終了いたしました。平成22年第4回麻績村議会臨時会を閉会といたします。

この後、3時30分より松本広域連合担当者より広域消防将来ビジョンについて説明がありますので、委員会室に参集願います。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午後2時50分